

従業員10人未満の事業者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う緊急支援

「雇用調整助成金」の申請費用を補助します。

補助金名 雇用調整助成金申請補助金

対象者

以下のすべてを満たすこと

- ・従業員のうち、雇用保険被保険者が10人未満で雇用保険適用の本社又は本社機能を持つ市内事業者
- ・雇用調整助成金の支給申請日が令和2年5月1日～令和2年8月31日の間であること。
- ・**※休業等実施計画届と支給申請の両方を申請した事業者が対象になります。休業等実施計画届のみ申請では対象になりません。**
- ・社会保険労務士と顧問委託契約を締結していないこと
- ・雇用調整助成金の申請を社会保険労務士に委託した事業者

補助額

1事業者あたり1回限り 上限10万円

必要書類

- ・交付申請書兼実績報告書（社会保険労務士の押印等必要）
 - ・代理受領に係る委任状
 - ・助成金の支給申請書類一式（休業等実施計画届等を含む。）の写し
 - ・社会保険労務士への委託費用の総額が分かる書類
 - ・社会保険労務士に実際に支払った額が分かる書類（委託額の総額が10万円をこえた場合）
- ※申請書兼実績報告書、委任状は市のホームページからダウンロードできます。

申請期限

当該経費に係る助成金の支給申請を行った日の翌日から起算して3月以内

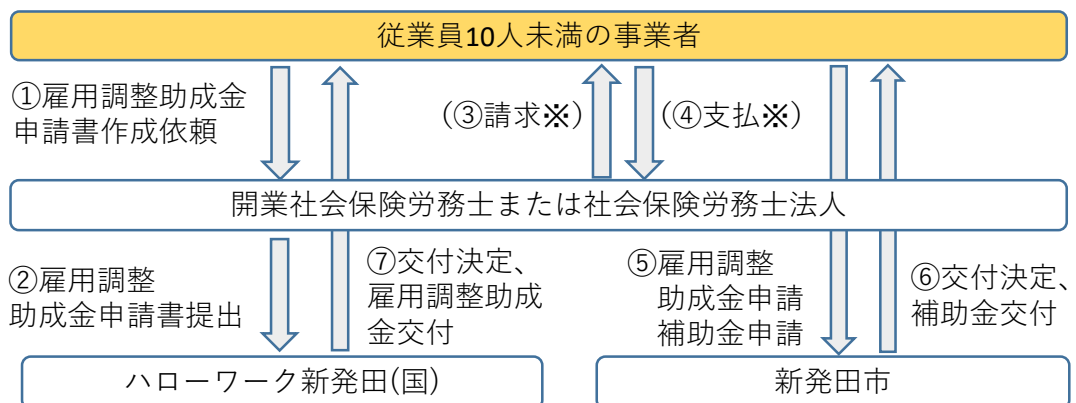
申請方法

郵送または窓口での提出

宛先：〒957-8686 新発田市中央町3-3-3
商工振興課工業振興係 行

申請の流れ

(代理受領)



※雇用調整助成金の申請委託費用が市補助金額上限の10万円を超える場合、補助金額との差額分について、請求・支払が発生します。(③、④)

【お問い合わせ】

《新発田市雇用調整助成金申請補助金の申請に関すること》
新発田市商工振興課工業振興係
電話番号 0254-28-9650(直通)

《雇用調整助成金に関すること》
ハローワーク新発田
電話番号 0254-27-6677